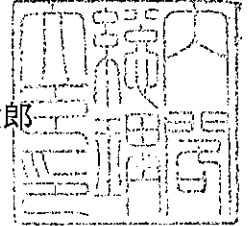




府益担第684号
平成28年7月15日

公益財団法人日本ユニセフ協会
赤松 良子 殿

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成28年7月15日 から 平成33年7月14日 まで